

「あなたが救える命のために」 広告掲載マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、「あなたが救える命のために」への広告掲載の募集について、名古屋市広告掲載要綱（以下「市要綱」という。）、消防局広告掲載要綱（以下「局要綱」という。）、消防局広告掲載要項（以下「局要項」という。）及び消防局広告募集事務処理要領（以下「局要領」という。）に定める事項の他、必要な事項を定めるものとする。

2 広告媒体

(1) 名称

「あなたが救える命のために」

(2) 内容

「あなたが救える命のために」は、名古屋市消防局が発行する応急手当普及啓発冊子であり、名古屋市応急手当研修センターや各消防署が実施する救命講習においてテキストとして使用されている。心肺蘇生法、AEDの使用法、異物除去、熱中症への対応など、救命に必要な知識と技術を分かりやすく掲載しており、受講者が講習後も継続して学習・復習できる内容となっている。

(3) 規格

A 4判、16ページ（表紙、裏表紙及び広告掲載ページを含む。）

(4) 発行予定部数

25,000冊（予定）

※ 発行冊数は決定次第、広告掲載者に通知する。

(5) 発行時期

令和 9年 7月（予定）

(6) 掲載期間

概ね 1年間

(7) 配布方法等

ア 冊子版

名古屋市応急手当研修センター、各消防署及び応急手当普及員が開催する救命講習にて配布

イ 電子版

名古屋市公式ウェブサイト「応急手当に関する講習」ページからPDFファイルダウンロード

3 募集する広告枠等

(1) 掲載位置

冊子版は第三表紙（裏表紙内側）の上下 2 枠（計 4 枠）とする。

なお、電子版（PDF ファイル）は本文末尾に広告ページを追加し、当該広告ページ 2 ページ分の上下 2 枠（計 4 枠）とする。

(2) 広告枠の寸法

天地 120mm、左右 180mm とする。

(3) 募集広告枠数

最大 4 枠

(4) 広告掲載料

120,000 円（税抜き）／枠

(5) その他

広告欄に、申込者の連絡先（所在地、電話番号等）を記載すること。

また、広告の欄外には、「広告内容は広告主の責任において掲載されたものです。広告に関するお問い合わせは、広告に掲載の連絡先へお願いいたします。」と表示するものとする。

4 広告の範囲

局要綱第 3 条に該当するものは掲載しない。

5 申込方法

広告掲載を希望する者は、局要領に定める、「広告掲載申込書」（第 1 号様式）に、掲載を希望する広告デザインを添えて、下の【申込先】まで持参、郵送又は電子メールにて申し込みを行うものとする。

なお、郵送又は電子メールにより送付する場合は、確認のため、事前又は事後に下の【申込先】まで電話により連絡すること。

【申込先】

住 所：〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通 2-16-1

担 当 部 署：名古屋市消防局救急部救急救命研修所

電 話 番 号：052-842-7588

メールアドレス：00yoseikenshu@fd.city.nagoya.lg.jp

【申込締切】

令和 9年 2月18日（木）正午まで

（郵送の場合は、令和 9年 2月19日（金）必着）

6 広告の選定方法、掲載手続き等

広告の選定方法、掲載手続き等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申込者が複数の場合は、抽選により決定する。
- (2) 広告掲載者は、原稿提出期限（令和 9年 2月19日（金））までに、消防局救急部救急救命研修所まで完成データを提出しなければならない。
- (3) 提出された広告原稿について、消防局において内容を審査し、掲載の可否を決定する。
- (4) 前(3)の審査を行うにあたり、愛知県警察本部に対し、当該広告に掲載される企業等が「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除措置対象法人等であるか否かの照会を行うことがある。

7 その他

1から 6以外で広告掲載に必要となる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載の決定後、広告の内容、デザイン（以下「広告の内容等」という。）が、本マニュアル、市要綱、局要綱、局要項及び局要領に定める内容に違反していると認められる場合、消防局は広告掲載者に対して、期限を定めて広告の内容等の改善を求める。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取りやめることがある。
 - ア 指定した期日までに広告掲載料が納付されない場合
 - イ 指定した期日までに広告の原稿が提出されない場合
 - ウ その他名古屋市が不適當であると認める場合
- (3) 広告掲載者は、広告掲載の取り下げを希望する場合には、名古屋市消防局長あてに速やかに書面にて申し出なければならない。この場合、広告料は、原則、還元しない。
- (4) その他、広告掲載に関しては、本市職員の指示に従うこと。



名古屋市消防局キャラクター
Q太くん

あなたが**救**える**命**のために

名古屋市消防局



応急手当キャラクター
あんちゃん

救命の連鎖



心停止の予防

早い通報

早い応急手当

早い救命処置

生命の危機に陥った傷病者を救命し、社会復帰させるために必要となる一連の行いを『**救命の連鎖**』といいます。この4つの輪を途切れることなくすばやくつなげることで救命効果が高まります。

1 心停止の予防（事故予防・初期症状の早期発見）

(1) 子どもの心停止の主な原因

けが（外傷）、水の事故（溺水）、窒息などがあり、いずれも「予防」により、未然に防ぐことが重要です。

(2) 成人の突然死の主な原因

急性心筋梗塞や脳卒中があり、このような場合には、以下のような症状に早く気づき、救急車を要請することが大切です。



【急性心筋梗塞が疑われる症状】

- ・急に反応がなくなったとき
- ・反応があっても、顔色が悪く、冷や汗などがあり
⇒胸が痛いとき（重苦しい・締めつけられる・圧迫される・絞られる・焼けつくような感じなど）



【脳卒中が疑われる症状】

- ⇒息が苦しい
- ⇒頭が激しく痛む
- ・手足（多くは片側）に力が入らない（しびれる）、言葉をうまくしゃべれない、物が見えにくい（二重に見える）、顔がゆがんでいる、めまいがするなど



日常生活のなかで起こる心停止には、「高齢者の窒息」「お風呂での心停止（ヒートショック）」「熱中症」「運動中の心停止」なども多く予防が必要です。

※ 心臓震盪

心臓震盪とは、健康になんら問題のない元気な大人や子どもが球技中のボールなどによる前胸部（心臓の真上あたり）への衝撃を原因として不整脈が生じ、突然心停止に至ってしまうことです。

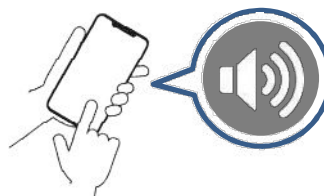
胸部プロテクターの使用などによる衝撃リスクの回避とAEDの設置が効果的です。



2 早い通報

突然倒れた人や、反応がない人をみたら、まずまわりの安全を確認します。安全が確認できたら、反応を確認します。「反応なし」と判断した場合、反応の有無の判断に迷った場合、またはわからない場合は大きな声で応援を呼び、119番通報を依頼してください。通信指令員が反応の有無の判断や心肺蘇生などについて、口頭による指導をします。（電話のスピーカー機能を使えば、通信指令員の指導を聞きながら応急手当を行うことができます。）

次にAEDを依頼します。AEDや救急車が少しでも早く到着するようにみなさんと協力してください。



AED 設置情報

WEB サイト
「財団全国 AED マップ」で検索



スマートフォン用アプリ
「AED QQMAP」をダウンロード



3 早い応急手当

応急手当とは、心肺蘇生とAEDの使用です。

- (1) 心肺蘇生（胸骨圧迫と人工呼吸） ※胸骨圧迫だけを行う場合もあります。

心臓が止まると10秒あまりで意識が消失し、そのままの状態が続くと脳の回復は困難となります。そこで胸骨圧迫によって、手で心臓を動かして脳や心臓へ血液を送ります。

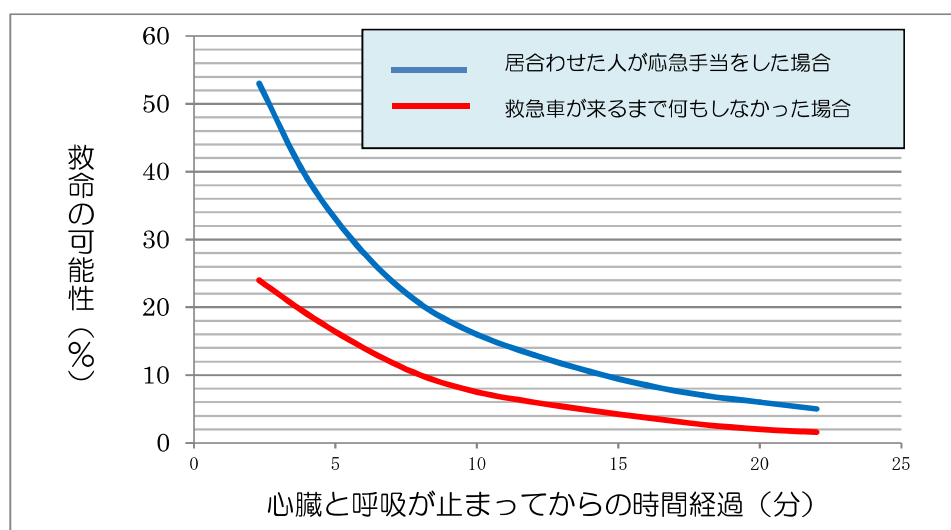
- (2) AED（自動体外式除細動器）

突然の心停止は、心臓が小刻みに震える状態（心室細動）によることが多く、このとき心臓の動きを戻すには、心室細動を止めることが救命のために重要です。この心室細動を止めることのできる唯一の方法が、電気ショック（除細動）です。

- (3) 市民による早い応急手当と社会復帰率の関係

みなさんが心肺蘇生を行えば、救急車や消防車が到着してから隊員が心肺蘇生を行う場合と比べ、救命の可能性は約2倍に増加します。（図1）

救命の可能性と時間経過（図1）



「救急蘇生法の指針 2020」より

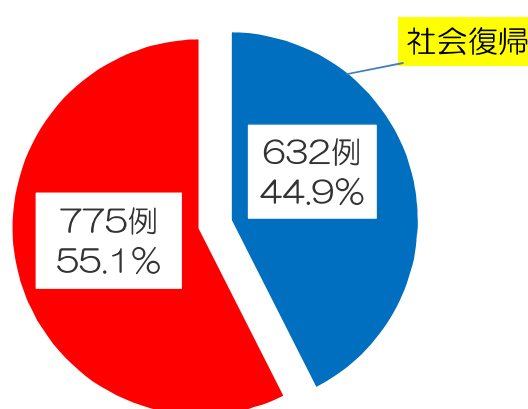
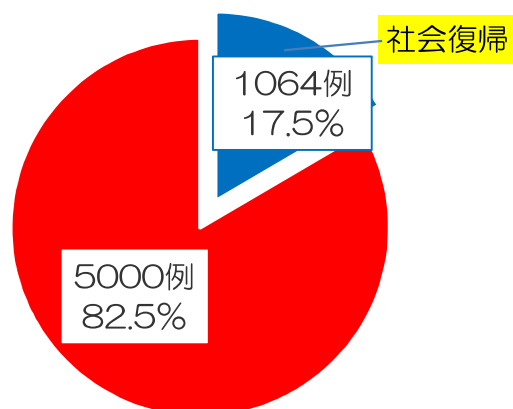
救命の可能性は時間とともに低下しますが、救急隊の到着までの短時間であっても、現場で救命処置をすることで高くなります。

また、近くにある AED を同時に使用して電気ショックを行えば、社会復帰（元の生活にもどれる状態）できる可能性はさらに増えることがわかっています。（図2）

電気ショックを行った場合の1か月後の社会復帰率（図2）

救急隊が電気ショックを行った場合

市民が電気ショックを行った場合



総務省消防庁：「救急・救助の現況」令和6年版より

4 早い救命処置

119 番通報を受けて現場に駆けつける救急救命士や医療機関の医師は、心肺蘇生、電気ショックに加えて薬物や気道確保器具などを使って、傷病者の心拍や呼吸がもどるように処置を行います。

救急隊が到着するまでに、そばに居合わせた市民の皆さんが勇気をもって行動を起こし、直ちに 119 番通報するとともに、傷病者に応急手当を行います。
あなたが**救える命**のために心肺蘇生や AED の使用方法を身につけておくことが、とても大切です。

小児・乳児の心停止

1 乳幼児突然死症候群（SIDS）～厚生労働省資料より抜粋～

SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。

SIDS の予防方法は確立していませんが、以下の 3 つのポイントに気をつけることが、突然死のリスクを下げるとされています。

- (1) 1 歳になるまでは、寝かせるときはあおむけに寝かせましょう
- (2) できるだけ母乳で育てましょう
- (3) たばこをやめましょう

2 不慮の事故例～消費者庁ホームページ「子ども安全メール」より抜粋～

【交通事故】⇒電気自動車などの接近に気づかず道路に出て、ひかれそうになった。



【溺 水】⇒入浴中、親がシャンプーをしている間に浴槽で溺れた。



【窒 息】⇒寝返りを打ったところ、ブラインドの紐が首に絡まった。



【誤 飲】⇒ジェルボール洗剤をかじり、呼吸困難、意識障害をおこした。



【火 傷】⇒スマートフォンを置いていた上に子どもが寝てしまい、触れていた部分に低温やけどをおこした。



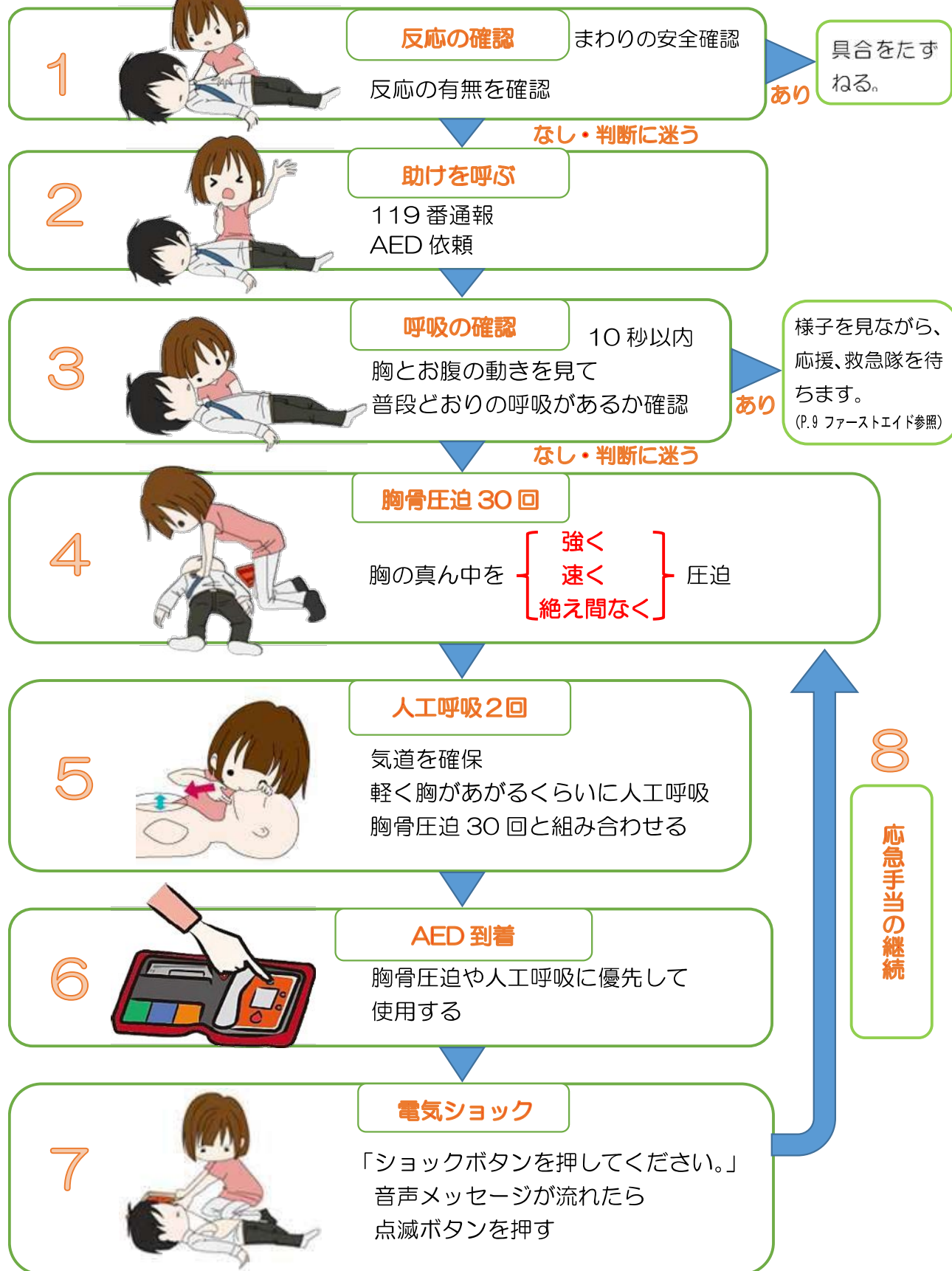
【転 落】⇒ベランダに置いてある室外機を踏み台にして、下を見ようと身を乗り出し墜落した。



★家庭での事故の多くは、周囲の大人が十分注意をすることで予防ができます。

高齢者の場合は、昨日までできていたことができなくなることによる事故が多くなりますが、子どもの場合は、昨日までできなかったことができるようになり起こる事故が多いことを踏まえ、子どもの成長・発達を理解し、どのような事故が起こるかを知り、今一度、子どもを取り巻く生活環境を見直してみましょう！

応急手当の手順



1 反応の確認

両肩をたたきながら、大きな声で呼びかけます。

※乳児（1歳未満）の場合において、養育者や保育所職員など日常的に乳児に接している方は、足首を支えて足の裏をたたきながら呼びかけます。

2 助けを呼ぶ

- (1) 大きな声で助けを呼びます。
- (2) 119番通報、AEDの順に依頼をします。

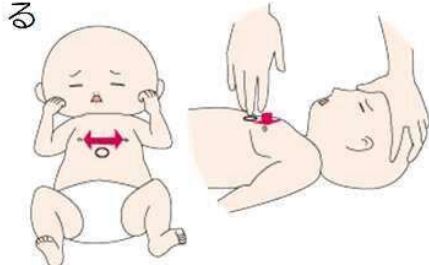
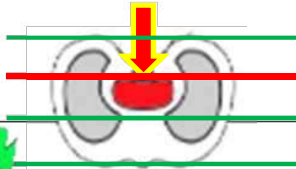
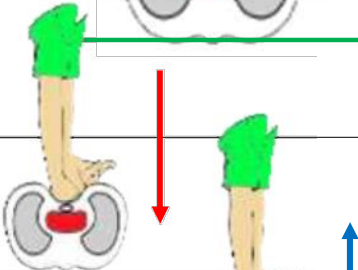
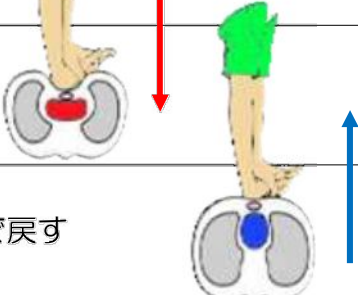


3 呼吸の確認

- (1) 「普段どおりの呼吸」（成人の場合、10秒間に2～3回の呼吸があります。）がなければ「呼吸なし」と判断します。
 ※しゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸は、「死戦期呼吸」と呼ばれるもので「普段どおりの呼吸」ではありません。
- (2) 判断に迷うような場合、またはわからない場合は、「呼吸なし」と判断します。



4 胸骨圧迫

	成人	小児	乳児
年齢	小児・乳児以外	1歳～およそ中学生まで	1歳未満
位置	胸の真ん中に両方の手のひらの付け根を重ねて 両肘をまっすぐに伸ばし真上から圧迫する 		胸の真ん中で乳頭を結んだ線の 少し足側を指2本で圧迫する 
強さ	約5cm (≒単3電池の長さ) 		胸の厚さの約1/3 
速さ	1分間に100～120回		
圧迫	絶え間なく圧迫する		
解除	圧迫後、胸を元の高さまで戻す		

5 人工呼吸

- (1) 片手で額を押さえながら、もう一方の手の指先であごを押し上げ気道を確認し、鼻をつまみ、息を約1秒かけて吹き込みます。
- (2) 胸が軽く上がったなら、いったん口を離しもう1回吹き込みます。うまく胸が上がらないときも吹き込みは2回までとします。

※感染防護具が無い、人工呼吸がためられる場合は胸骨圧迫のみを行います。



6 AEDが到着したら

- (1) 胸骨圧迫や人工呼吸に優先して使用します。
音声メッセージなどに従って操作します。
- (2) 電極パッドを貼ります。
胸の右上側（鎖骨の下）と胸の左下側（脇の下5～8cm）乳頭の斜め下に貼ります。

電極パッドを
肌に貼る**注意点**

- ⇒ 汗などの水気はふき取る
- ⇒ 貼り薬をはがし、薬剤をふき取る
- ⇒ 心臓ペースメーカーから離す



AED パッド・モードの適応のまとめ

パッド・モードの種別 (従来の表記)	未就学児用パッド・モード (小児用パッド・モード)	小学生～大人用パッド・モード (成人用パッド・モード)
未就学児の傷病者	◎	○ (未就学児用パッドがないとき)
小学生以上の傷病者	×	◎

- (3) AEDの心電図解析が開始されたら音声メッセージに従って傷病者から離れます。

7 電気ショック

「ショックが必要です。」などの音声メッセージがあれば、傷病者に誰も触れていないことを確認します。

※自動で電気ショックをする機種（オートショックAED）もあります。その場合も音声メッセージに従って傷病者から離れます。

はなれてください！



8 応急手当の継続

- (1) 救急隊に引き継ぐまで、傷病者に普段どおりの呼吸や目的のあるしぐさが認められるまで、心肺蘇生を継続します。
- (2) AEDを装着した場合は、電源を切らず電極パッドを貼ったまま救急隊に引き継ぎます。

気道異物の除去

1 反応がある場合

※救助者が1人であれば119番通報よりも異物除去を優先

(1) 成人（小児・乳児以外）・小児（1歳～およそ中学生まで）

- ① 咳ができる間は、できるだけ強く咳をするようにうながします。
- ② 声が出せず、うなずくことしかできない場合にはすぐに119番通報を依頼します。

③ 背部叩打法による異物の除去

- ・上半身を前かがみにさせるか、横向きに寝かせます。
- ・傷病者の肩甲骨の間を、手のひらの付け根で強くたたきます。



背部叩打法

④ 腹部突き上げ法による異物の除去

- ・傷病者を後ろから抱きかかえるようにし、おへその少し上の位置で、片手で握りこぶしを作ります。
- ・その上にもう一方の片手を重ねて、すばやく手前上方に圧迫するように突き上げます。

※腹部突き上げ法は、妊婦（明らかに下腹が大きい場合）や高度な肥満者、乳児には行わないでください。

※まず背部叩打法を試みて、効果がなければ腹部突き上げ法を試み、異物が取れるか反応がなくなるまで続けます。



腹部突き上げ法

(2) 乳児（1歳未満）

- ① 苦しそうで顔色が悪い、泣き声が出ないなどの場合にはすぐに119番通報を依頼します。

② 背部叩打法による異物の除去

- ・片方の手で乳児のあごをしっかりと持ち、その腕に胸と腹をのせて頭部をさげるようにうつ伏せにします。
- ・もう一方の手のひらの付け根で背部を強く連続して数回たたきます。

③ 胸部突き上げ法による異物の除去

- ・片方の腕に乳児の背中をのせ、手のひら全体で後頭部をしっかりと持ちます。
- ・心肺蘇生と同じ方法で胸骨圧迫を行います。

※背部叩打法と胸部突き上げ法を交互に数回ずつ行い、異物が取れるか反応がなくなるまで続けます。



背部叩打法



胸部突き上げ法

2 反応がない・反応がなくなった場合

- (1) 反応がない場合や、最初は反応があったが応急手当を行っている途中でぐったりして反応がなくなった場合には、すぐに心肺蘇生を行います。AEDも依頼します。
- (2) 心肺蘇生を行っている途中で異物が見えたら、取り除けるものは取り除いてください。異物を探すようなことはせずに心肺蘇生を続けます。

ファーストエイド

急な病気やけがをした人を助けるための最初の行動をファーストエイドといいます。
救急隊到着まで、又は医療機関の受診までに行うことによって

①人の命を守る ②傷病の悪化を防ぐ ③苦痛の軽減をはかる
以上のような効果があります。

1 傷病者の体位と移動

傷病者が望む姿勢にして安静を保つ。ただし、危険な場所で倒れている場合は、安全な場所に移動します。
また、心肺蘇生が必要な場合には仰向け（仰臥位）にし、反応はないが普段どおりの呼吸をしている傷病者で、吐物などによる窒息の危険やそばを離れる場合には横向きに寝た姿勢（回復体位）にします。



2 出血時の止血法（直接圧迫止血法）

- (1) けがなどで出血が多い場合には、できるだけ早い止血が必要です。出血部位（血の出ているところ）を確認し、ハンカチやタオルを当ててその上から手で押さえます。
- (2) 止血を行う際には、感染予防のため傷病者の血液などに直接触れないように、ビニール手袋や手袋の代わりにレジ袋などのビニール袋を使用してください。



3 熱中症

熱中症は重症化すると死に至ることもある緊急事態です。炎天下での作業やスポーツなどで生じるだけでなく、高温多湿な室内で過ごす高齢者に生じることもあります。

- 第一段階：**立ちくらみ、こむらがえり、大量の汗
⇒塩分を含んだ飲み物（経口補水液、スポーツドリンクなど）と体の冷却
- 第二段階：**頭痛、吐き気、倦怠感
⇒医療機関の受診
- 第三段階：**意識障害、けいれん、高体温
⇒ただちに119番通報し救急隊到着までの間、体を冷却

熱中症の応急手当

- ・涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静にして寝かせる
- ・エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風をあて、体を冷やす
- ・体を冷やすためには、体表近くの血管(※)を冷やすのが効果的です

※ 首のまわり、わきの下、太もものつけね、足首などを冷やす

飲めるようであれば水分を少しずつ頻繁にとらせる

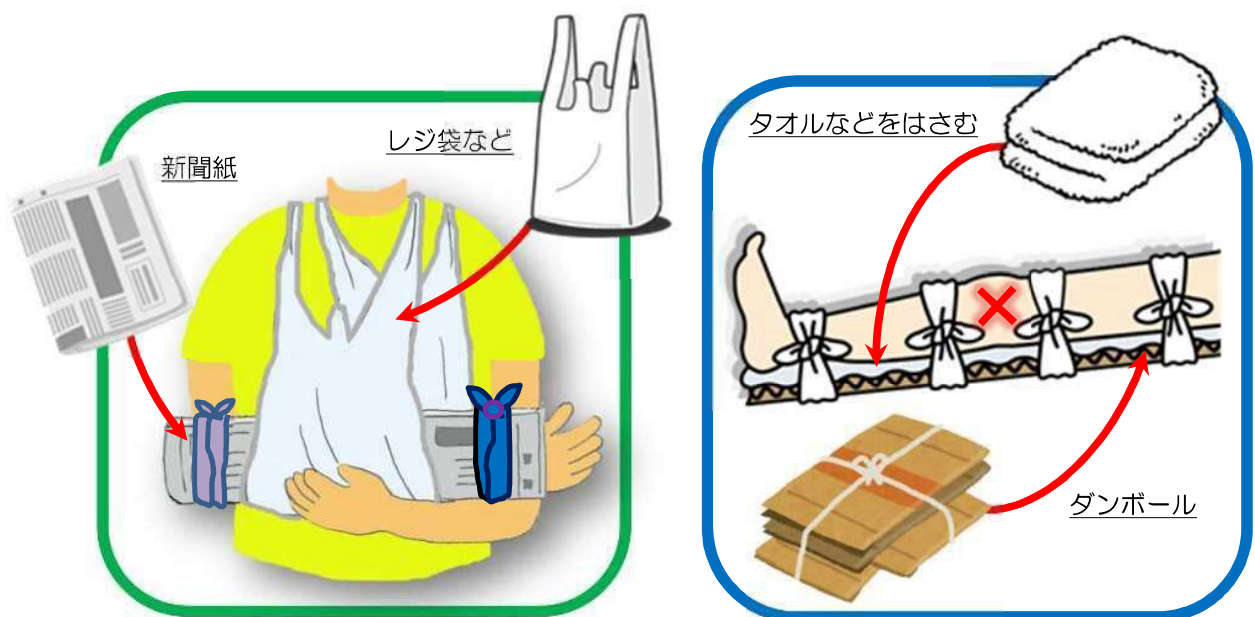
4 けいれん

- (1) けいれんの発作中は家具などにぶつけてけがをしないように傷病者を守ってください。無理に押さえつけると骨折などを起こすことがあるので行わないでください。
- (2) 舌を噛むのを防止するために、口に物を噛ませたり、指を口に入れることは避けてください。歯の損傷や窒息の原因となり、救助者が指を噛まれる危険性もあります。
- (3) けいれんがすぐにおさまらない場合には、119番通報してください。けいれんがおさまったら、反応を確認し反応がなければ心停止の可能性があるので、心肺蘇生の手順に従ってください。



5 捻挫、打ち身（打撲）、骨折

- (1) 捻挫や打ち身（打撲）は、冷却パック・氷水などで冷やします。けがをした部位の冷却は内出血や腫れを軽くします。
- (2) けがで手足が変形している場合は骨折が強く疑われます。変形した手足を固定することで、移動する際の痛みを和らげたり、さらなる損傷を防ぐことができます。固定には、添え木、新聞紙、段ボール等を当て、三角巾などで固定します。
- (3) 変形した状態を元に戻す必要はありません。



6 やけど

- (1) やけどはすぐに冷やすことにより、やけどが悪化するのを防ぎ、治りを早めます。服の上からでもすみやかに水道の流水で痛みが和らぐまで 10～20 分程度冷やしてください。また、やけどの範囲が広い場合は、全身の体温が下がるほどの冷却は避け、できるだけ早く医師の診察を受けてください。
- (2) 水ぶくれは傷口を保護する効果を持っています。水ぶくれができている場合は、つぶれないようにそっと冷却し、触らないように保護してください。



7 アナフィラキシー

- (1) アナフィラキシーとは、原因となる物質（アレルゲン）を食べたりすることにより短い時間で全身に引き起こされる重篤なアレルギー反応をいいます。
- (2) アナフィラキシーでは全身の皮膚に赤い発疹が出たり、気道（空気の通り道）が狭くなって息ができなくなったり、血圧がひどく下がったりして命にかかわることもあります。このような症状が起きた場合は、ただちに 119 番通報してください。
- (3) 医師から処方されたアドレナリンの自己注射器（エピペン）を持っている人がいたら、傷病者自身が使用できるように助けてあげます。エピペンの使用によって症状が改善しても必ず医師の診察を受けさせてください。



応急手当の年齢区分のまとめ

年齢区分		心肺蘇生法	AED	異物除去
乳 児 (1歳未満)		乳児の 心肺蘇生法	未就学児用パッド・モード (小児用パッド・モード)	背部叩打法 胸部突き上げ法
小 児 (1歳以上 およそ中 学生まで)	未就学児 (小学生未満)	小児の 心肺蘇生法		小学生～大人用パッド・モード (成人用パッド・モード)
	就学児 (小・中学生)			
成 人 (小児・乳児以外)		成人の 心肺蘇生法		

《応急手当感謝カード（バイスタンダーサポートカード）》

救急隊等が救急現場で心肺蘇生法などの応急手当を実施してくれて
いた方に配布するカードです。



《カードおもて面》

懸命に応急手当を行っていただき、ありがとうございました。
応急手当を行ったことにより、ご様子や体に不安を感じられた際は、お気軽にご連絡ください。
Thank you for your support in giving first-aid. Please feel free to contact us if you have any injuries or are worried about your health.

【相談窓口】名古屋市消防局救急課
[Contact Info] Nagoya City Fire Bureau Ambulance Administration Division
TEL: 052-972-3563
Mail: 00kyukyukanri@fd.city.nagoya.lg.jp
受付対応時間 平日 8:45～17:30
Work Hours Weekdays



《カードうら面》

《講習の申込み・問合せ先》

名古屋市消防局救急救命研修所

応急手当研修センター

電話： 052-853-0099 FAX：052-853-1682

Mail：00shiminfukyu@fd.city.nagoya.lg.jp

またはお近くの消防署へ

詳しくは名古屋市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.nagoya.jp/>（「名古屋市 応急手当」で検索）

◆応急手当研修センターで行う救命講習はWEB 申込みが便利です。

（電話でも受付しています※平日 8:45～17:15 に限る）



《名古屋市HP》



《公式X》



《WEB申込み》

救命技術の維持、向上のため2年から3年間隔で講習の再受講を
お願いします。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 3 条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適當であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第 5 条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成21年9月30日から実施する。
- 3 この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

消防局広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市広告掲載要綱に定めるほか、同要綱第5条の規定に基づき、消防局の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 この要綱において広告媒体とは次に掲げるものをいう。

- (1) 消防局が発行する印刷物
- (2) 消防局が主催する会議又は催物等
- (3) その他消防局が保有する資産で、第11条第1項に規定する消防局広告審査会（以下「消防局広告審査会」という。）の承認を受けたもの

(広告の範囲)

第3条 次のいずれかに該当する広告は、広告媒体への掲載を行わないものとする。

(1) 次のいずれかに該当する業種又は事業に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業等の業種又はこれに類似する業種

イ 消費者金融

ウ たばこ

エ ギャンブルにかかるもの

オ 社会問題を起こしている業種や事業者

カ 占い、運勢判断に関するもの

キ 興信所、探偵事務所等

ク 債権取立て、示談引き受けなどをうたったもの

(2) 次のいずれかに該当する事業者に係るもの

ア 法律等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

イ 民事再生法及び会社再生法による再生又は更正手続き中のもの

ウ 各種法令に違反しているもの

- エ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 広告の内容が次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉き損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不親切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (4) 第1号から第3号に定めるもののほか、広告媒体に掲載するものとして不適当であると判断されるもの
- (広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する所属長（以下「所管所属長」という。）が、消防局長が別に定める基準に従い、次に掲げる事項を記載した広告掲載マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
 - (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
 - (3) 広告掲載料
 - (4) 広告の募集対象
 - (5) 広告の申込み手続き
 - (6) 広告の選定方法
 - (7) 広告掲載手続き
 - (8) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項
- 2 広告の募集は、原則として、広告媒体、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

(広告掲載の決定)

第5条 所管所属長は、あらかじめ消防局広告審査会の承認を受けた上で、この要綱及びマニュアルに基づき、広告掲載の可否及び広告掲載者を決定するものとする。

(広告掲載の取り止め)

第6条 所管所属長は、あらかじめ消防局広告審査会の承認を受けた上で、次のいずれかに該当する場合において、広告掲載を取り止めるとともに、広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合、所管所属長は、事前に広告掲載者に書面により通知するものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料が納付されない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿が提出されない場合
- (3) その他所管所属長が不適當であると認める場合

2 広告掲載を取り止めた場合、広告掲載者が既に納付した広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第7条 広告掲載者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取り下げはできないものとする。

2 広告掲載者は、広告掲載の取り下げを希望する場合には、所管所属長に速やかに書面にて申し出なければならない。

3 前条第2項の規定については、広告掲載者が広告掲載を取り下げた場合において準用する。

(広告掲載料の返還)

第8条 所管所属長は、広告掲載者の責に帰さない理由により広告媒体が使用できなくなったときは、あらかじめ消防局広告審査会の承認を受けた上で、納付済みの広告掲載料の全額又は一部を返還するものとする。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(広告掲載者の責務)

第9条 広告掲載者は、広告の作成、デザイン、内容その他当該公告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載者は、第三者から広告に関連して苦情の申し立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 4 広告掲載者は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。
- 5 広告掲載者は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取り止め及び取り下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(協議)

第10条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管所属長と広告掲載者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(広告審査会の設置)

第11条 次の各号に掲げる事項について審査又は協議するため、消防局に消防局広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 第2条第3号による広告媒体の承認に関すること
 - (2) 第5条による広告掲載の可否及び広告掲載者の承認に関すること
 - (3) 第6条第1項による広告掲載の取止めに関すること
 - (4) 第8条第1項による広告掲載料の返還に関すること
 - (5) その他消防局における広告掲載に関すること
- 2 審査会に委員長及び委員を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。
 - 4 審査会は、所管所属長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに委員長が招集し、委員長が議長となる。
 - 5 審査会は、委員長及び委員の半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 6 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の

決するところによる。

- 7 委員長は、必要と認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。
- 8 審査会は、審査結果に基づき、所管所属長その他必要と認める所属長に対して、必要な指示又は助言をすることができる。
- 9 審査会の庶務は、総務部総務課が処理するものとする。
(その他)

第12条 広告の募集、受付その他の広告掲載に係る事務（前条に規定する審査会に係る事務を除く。）は所管所属長が行うものとする。

- 2 その他広告掲載について必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。

別表

委員長	総務部総務課長
委 員	総務部総務課課長補佐（庶務） 総務部総務課課長補佐（広報） 総務部総務課課長補佐（経理） その他委員長の指名する者

消防局広告掲載要項

第 1 趣旨

この要項は、名古屋市消防局（以下「消防局」という。）が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱（以下「市要綱」という。）及び名古屋市広告掲載基準（以下「市基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 広告媒体の種類

この要項において、広告媒体とは次に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ消防局広告審査会の承認を受けたものに限る。

- 1 消防局が発行する印刷物
- 2 消防局が主催する会議又は催物等
- 3 消防局が所管するウェブサイト

第 3 広告の範囲

- 1 市要綱第 4 条並びに市基準第 2 及び第 3 に定めるもののほか、広告媒体の公共性を鑑み、広告媒体に掲載する広告として不適當であると認められるものは広告掲載を行わない。
- 2 前 1 の規定については、広告がリンクしているウェブサイトの内容（ただし、直接リンクするページ内に限る。以下同じ。）についても適用する。

第 4 広告の募集

- 1 広告の募集は、消防局の課、救急救命研修所、本部機動部隊及び消防航空隊の長（以下「所属長」という。）（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、消防局長が別に定める基準に従い、次に掲げる事項を記載した広告掲載マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類

- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続き
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続き
- (8) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

2 広告の募集は、原則として広告媒体、名古屋市公式ウェブサイトにより行う。

第 5 広告掲載の決定

所属長は、あらかじめ消防局広告審査会の承認を受けた上で、この要項及びマニュアルに基づき、広告掲載の可否及び広告掲載者を決定するものとする。

第 6 広告内容等の変更

- 1 所属長は、広告の内容、デザイン又は広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「広告の内容等」という。）が、第 3 の規定に該当していると認められる場合は、速やかに期日を定め広告掲載者に対してその広告の内容等の改善を求めるものとする。
- 2 所属長は、前 1 の規定により、広告掲載者に対して広告の内容等の改善を求めた場合は、所属長が定めた期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を提出させるものとする。

第 7 広告掲載の取止め

- 1 所属長は、あらかじめ消防局広告審査会の承認を受けた上で、次のいずれかに該当する場合において、広告掲載を取り止めるとともに、広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合、所属長は事前に広告掲載者に書面により通知するものとする。
 - (1) 指定した期日までに広告掲載料が納付されない場合
 - (2) 指定した期日までに広告の原稿が提出されない場合
 - (3) 第 6 に規定する広告内容等の改善が行われない場合
 - (4) その他広告掲載が不適當であると認める場合

- 2 前1の規定により広告掲載を取り止めた場合、広告掲載者が既に納付した広告掲載料は返還しないものとする。

第8 広告掲載の取下げ

- 1 所属長は、広告掲載者から自己の都合により広告の掲載を取り下げる旨の申出があった場合は、取下げに係る書面の提出を求めるものとする。
- 2 所属長は、前1の申出があった場合は、取下げに係る書面を確認の上、これを承認するものとする。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げを承認しないものとする。
- 3 第7・2の規定については、広告掲載者が広告掲載を取り下げた場合において準用する。

第9 広告掲載料の返還

所属長は、広告掲載者の責に帰さない理由により広告媒体が使用できなくなった場合は、あらかじめ消防局広告審査会の承認を受けた上で、納付済みの広告掲載料の全額又は一部を返還するものとする。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

第10 協議

この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所属長と広告掲載者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第11 消防局広告審査会の設置

- 1 次に掲げる事項について審査又は協議するため、消防局広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
 - (1) 第2による広告媒体の承認に関すること
 - (2) 第5による広告掲載の可否及び広告掲載者の承認に関すること
 - (3) 第7による広告掲載の取止めに関すること
 - (4) 第9による広告掲載料の返還に関すること
 - (5) 名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書に関すること
 - (6) その他消防局における広告掲載に関すること
- 2 審査会に委員長及び委員を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。
- 4 審査会は、所属長からの申出がある場合又は委員長が特に必要と認める場合に委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 審査会は、委員長又は委員の半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要と認める場合は、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。
- 8 審査会は、審査結果に基づき、所属長に対して、必要な指示又は助言をすることができる。
- 9 審査会の庶務は、総務部総務課が処理するものとする。

第12 その他

- 1 広告の募集、受付その他の広告掲載に係る事務（第11に規定する審査会に係る事務を除く。）は所属長が行うものとする。
- 2 その他広告掲載について必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 記

この要項は、平成30年4月26日から実施する。

附 記

この要項は、令和6年4月8日から実施する。

別表

委員長	総務部総務課長
委 員	総務部総務課課長補佐（庶務） 総務部総務課課長補佐（広報） 総務部総務課課長補佐（経理）

消防局広告募集事務処理要領

制 定：平成20年 4 月 1 日

一部改正：平成26年 8 月22日

平成 30 年 4 月 26 日

令和 2 年 3 月 30 日

令和 6 年 4 月 8 日

第 1 趣旨

この要領は、消防局広告掲載要項（以下「要項」という。）第 4 の規定に基づき、所属長が広告掲載マニュアルを作成して広告を募集するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 広告掲載マニュアルの掲載事項

所属長は、広告掲載マニュアルを作成するにあたり、次の各号に掲げる内容について、可能な限り詳細に記載するものとする。

(1) 広告媒体に関する情報

（名称、内容、規格、対象者、部数、発行時期、掲載期間など）

(2) 募集する広告に関する情報

（募集対象、掲載位置、広告枠の寸法等の規格、広告枠数、入稿形態、入稿締切日、広告掲載料の下限額など）

(3) 広告の申込手続き

（申込先、申込書様式、申込締切日など）

(4) 広告の選定方法及び掲載手続き

(5) その他必要な事項

第 3 広告掲載の申込み

広告掲載希望者（広告代理業者を含む。以下「希望者」という。）は、広告掲載申込書（第 1 号様式）に、掲載したい広告デザインを添えて、持参、郵送又は電子メールにて申し込みを行うものとする。

第 4 広告掲載の選定及び決定

- 1 所属長は、要項第 5 に定める承認を受けようとするときは、広告掲載マニュアル、広告掲載審査依頼書（第 2 号様式）、審査結果を記載した審査表（第 3 号様式）その他の書類（以下「審査依頼書等」という。）を調整して、消防局広告審査会（以下「審査会」という。）に提出しなければならない。
- 2 前 1 の書類の調整に当たり、所属長は、希望者に対して追加の資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 広告掲載の申し込みが複数ある場合の広告掲載者の選定については、広告掲載料の多寡により決定することを原則とする。ただし、同額の場合など、広告掲載料により難しい場合は、選考、抽選その他の方法によることができる。
- 4 審査会は、同 1 の規定による審査依頼書等を受理したときは、要項第11・1に

掲げる事項についてすみやかに審査し、広告審査結果通知書（第４号様式）により、所属長に結果を通知するものとする。

- 5 所属長は、審査会からの結果通知に基づき広告の掲載可否を決定し、広告掲載申込結果通知書（第５号様式）により、希望者に通知するとともに、広告掲載者に対しては、広告掲載料についての納入通知書を交付するものとする。

第５ 広告掲載料の納付

広告掲載者は、広告掲載申込結果通知書（第５号様式）及び納入通知書に記載された期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

- 2 所属長は、納付の確認を財務会計総合システムで行うものとする。

広告掲載料の納付期限は、募集要領に定めた日までとし、その納付の確認は財務会計総合システムで行うものとする。

第６ 広告掲載の取止め

所属長は、要項第７の規定により広告掲載を取り止める場合、広告掲載取止通知書（第６号様式）により広告掲載者に通知するものとする。

第７ 広告掲載の取下げ

広告掲載者は、要項第８の規定により広告掲載の取下げを申し出る場合、所属長あてに広告掲載取下申請書（第７号様式）を提出するものとする。

第８ 広告原稿の提出

広告掲載者は、自己の責任及び負担において広告原稿を作成し、広告掲載マニュアル及び広告掲載申込結果通知書（第５号様式）に記載された期日までに所属長に提出しなければならない。

第９ 広告の掲載及び撤去

広告の掲載及び撤去は、所属長が行うものとする。

第10 広告掲載の完了

所属長は、広告物を掲載した時は、広告掲載完了報告書（第８号様式）により広告掲載者に通知するものとする。

第 1 号様式

広告掲載申込書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市消防局長

(広 告 掲 載 申 込 者)

広告掲載について、広告デザインを添えて、以下のとおり申し込みます。

なお、広告掲載の申し込みにあたり、名古屋市広告掲載要綱、消防局広告掲載要項、消防局広告募集事務処理要領及び申し込みを行う広告媒体の広告掲載マニュアルの規定を順守することに同意します。

広告掲載希望者	所在地		〒 -
	ふりがな		
	名 称		
	ふりがな		
	代表者職氏名		
	ふりがな		
	担当者氏名		
	連絡先	TEL	
FAX			
Eメール			
業 種			
広告の名称・規格等	掲載を希望する 広告媒体の名称		
	希望する広告の 枠数等の規格		
	広 告 の 内 容		
広告掲載料 (単位：円、税込)			
そ の 他			

第 2 号様式

広告掲載審査依頼書

令和 年 月 日

消防局広告審査会委員長 様
(総務部総務課長)

(所 属 長 名)

広告掲載について、広告掲載希望者に対する審査をお願いします。

広告掲載希望者

広告掲載希望者	所在地	〒 -	
	ふりがな		
	名称		
	ふりがな		
	代表者職氏名		
	ふりがな		
	担当者氏名		
	連絡先	TEL	
FAX			
Eメール			
業 種			
広告の名称・規格等	掲載を希望する 広告媒体の名称		
	希望する広告の 枠数等の規格		
	広 告 の 内 容		
広 告 掲 載 料 (単位：円、税込)			
そ の 他			

所 属 長 名
担 当 者 名
TEL

第3号様式

審査表

審査事項	左記事項に 該当している場合○ 該当していない場合 ✓を記入すること
・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等に該当している	
・ 風俗営業類似の業種である	
・ 消費者金融である	
・ たばこ関係である	
・ ギャンブルにかかるものである	
・ 社会問題を起こしている業種や事業者である	
・ 占い、運勢判断に関するものである	
・ 興信所・探偵事務所等である	
・ 債権取立て、示談引き受けなどをうたったものである	
・ 法律等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うものである	
・ 民事再生法及び会社再生法による再生・更正手続き中である	
・ 各種法令に違反しているものである	
・ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないものである	
・ 人権侵害、差別又は名誉き損のおそれがある	
・ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切は商品又はサービスを提供するものである	
・ 他をひぼう、中傷又は排斥するものである	
・ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすものである	
・ 公の選挙又は投票の事前運動に該当する	
・ 宗教団体による布教推進を主目的とする	
・ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがある	
・ 社会的に不親切なものである	
・ 国内世論が大きく分かれているものである	
・ その他広告媒体に掲載するものとして不適当であるものである	

上記項目にひとつでも該当する場合（○がある場合）は、原則広告の掲載をしないこととする。

第 4 号様式

広告掲載審査結果通知書

令和 年 月 日

所 属 長 名

消防局広告審査会委員長
(総 務 部 総 務 課 長)

申請のあった広告掲載の審査については、以下のとおり通知します。

審査結果「 _____ 」

広告掲載希望者

広告掲載希望者	所 在 地	〒 -	
	ふ り が な		
	名 称		
	ふ り が な		
	代表者職氏名		
	ふ り が な		
	担 当 者 氏 名		
	連絡先	TEL	
FAX			
E メール			
業 種			
広告の名称・規格等	掲載を希望する 広告媒体の名称		
	希望する広告の 枠数等の規格		
	広 告 の 内 容		
広 告 掲 載 料 (単位：円、税込)			
そ の 他			

総 務 部 総 務 課
担 当 者 名
T E L

第 5 号様式

広告掲載申込結果通知書

令和 年 月 日

(広告掲載希望代表者職氏名) 様

名古屋市消防局長

令和 年 月 日にお申し込みをいただきました広告の掲載につきましては、
下記のとおり決定いたしましたので、ご連絡させていただきます。

(令和 年 月 日にお申し込みをいただきました広告の掲載につきましては、
下記の理由により、掲載をお断りさせていただくこととなりましたので、ご連絡
させていただきます。)

記

広告掲載審査結果			
広告掲載者 (広告掲載希望者)	所在地	〒 -	
	ふりがな		
	名 称		
	ふりがな		
	代表者職氏名		
	ふりがな		
	担当者氏名		
	連絡先	TEL	
FAX			
Eメール			
	業 種		
及び広告 期の規 格等	広告媒体の名称		
	枠数等の規格		
	掲 載 期 間		
	原稿提出期限		
掲 告 載 料 の	広 告 掲 載 料	円 (総額、税込)	
	納 付 期 限		
	納 付 方 法		
そ の 他			

所 属 名
担 当 者 名
T E L

第 6 号様式

広告掲載取止通知書

令和 年 月 日

(広告掲載代表者職氏名) 様

名古屋市消防局長

令和 年 月 日にお申し込みをいただきました広告の掲載につきましては、
下記の理由により、掲載をお断りさせていただくこととなりましたので、ご連絡
させていただきます。

記

取り止める理由		
広告掲載者	所在地	〒 -
	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	代表者職氏名	
	ふりがな	
	担当者氏名	
	連絡先	TEL FAX Eメール
業種		
掲載を取り止める 広告媒体の名称		
広告の内容		
その他		

所 属 名
担 当 者 名
T E L

第 7 号様式

広告掲載取下申請書

令和 年 月 日

(あて先)
名古屋市消防局長

(広告掲載代表者職氏名)

令和 年 月 日に掲載が決定されました広告について、下記のとおり掲載の
取り下げを申請します。

記

取り下げる理由			
広告掲載者	所在地	〒 -	
	ふりがな		
	名 称		
	ふりがな		
	代表者職氏名		
	ふりがな		
	担当者氏名		
	連絡先	TEL	
FAX			
Eメール			
業 種			
掲載を取り下げる 広告媒体の名称			
広 告 の 内 容			
そ の 他			

第 8 号様式

広告掲載完了報告書

令和 年 月 日

(広告掲載代表者職氏名) 様

名古屋消防局長

令和 年 月 日に決定いたしました広告の掲載につきましては、別添のとおり完了いたしましたので、ご報告させていただきます。

所	属	名
担	当	者
T	E	L